

経済産業省

官 印 省 略
20120919商第20号
平成24年9月19日

北海道産業保安監督部長 殿

経済産業大臣

火薬類取締法施行規則第32条の規定による二級火薬庫の基準の認定等に関する事務の委任について

火薬類取締法（昭和25年法律第149号）の規定による下記の事務のうち、貴部の管轄区域内に係るものについては、平成24年9月19日以降貴職限りで処理されたい。

なお、「火薬類取締法施行規則第32条の規定による二級火薬庫の基準の認定等に関する事務の委任について」（平成17年4月1日付け平成17・03・15原第12号）は、廃止する。

また、下記の事務処理に当たって専用の公印を使用することに伴い、別紙のとおり「産業保安監督部等における火薬類取締法に係る委任事務の処理に関する公印取扱要領」を制定したので併せて通知する。

なお、委任事務の実施に当たっては、別途商務流通保安審議官が定める事務処理要領により処理されたい。

記

- ・火薬類取締法施行規則（昭和25年通商産業省令第88号）第32条の規定による二級火薬庫の基準の認定に関すること。
- ・地価税の課税の特例措置の適用についての証明に関すること。

経済産業省

官 印 省 略
20120919商第20号
平成24年9月19日

関東東北産業保安監督部東北支部長 殿

経済産業大臣

火薬類取締法施行規則第32条の規定による二級火薬庫の基準の認定等に関する事務の委任について

火薬類取締法（昭和25年法律第149号）の規定による下記の事務のうち、貴支部の管轄区域内に係るものについては、平成24年9月19日以降貴職限りで処理されたい。

なお、「火薬類取締法施行規則第32条の規定による二級火薬庫の基準の認定等に関する事務の委任について」（平成17年4月1日付け平成17・03・15原第12号）は、廃止する。

また、下記の事務処理に当たって専用の公印を使用することに伴い、別紙のとおり「産業保安監督部等における火薬類取締法に係る委任事務の処理に関する公印取扱要領」を制定したので併せて通知する。

なお、委任事務の実施に当たっては、別途商務流通保安審議官が定める事務処理要領により処理されたい。

記

- ・火薬類取締法施行規則（昭和25年通商産業省令第88号）第32条の規定による二級火薬庫の基準の認定に関すること。
- ・地価税の課税の特例措置の適用についての証明に関すること。

経済産業省

官 印 省 略
20120919商第20号
平成24年9月19日

関東東北産業保安監督部長 殿

経済産業大臣

火薬類取締法施行規則第32条の規定による二級火薬庫の基準の認定等に関する事務の委任について

火薬類取締法（昭和25年法律第149号）の規定による下記の事務のうち、貴部の管轄区域内（ただし、支部の管轄に属するものを除く。）に係るものについては、平成24年9月19日以降貴職限りで処理されたい。

なお、「火薬類取締法施行規則第32条の規定による二級火薬庫の基準の認定等に関する事務の委任について」（平成17年4月1日付け平成17・03・15原第12号）は、廃止する。

また、下記の事務処理に当たって専用の公印を使用することに伴い、別紙のとおり「産業保安監督部等における火薬類取締法に係る委任事務の処理に関する公印取扱要領」を制定したので併せて通知する。

なお、委任事務の実施に当たっては、別途商務流通保安審議官が定める事務処理要領により処理されたい。

記

- ・火薬類取締法施行規則（昭和25年通商産業省令第88号）第32条の規定による二級火薬庫の基準の認定に関すること。
- ・地価税の課税の特例措置の適用についての証明に関すること。

経済産業省

官 印 省 略
20120919商第20号
平成24年9月19日

中部近畿産業保安監督部長 殿

経済産業大臣

火薬類取締法施行規則第32条の規定による二級火薬庫の基準の認定等に関する事務の委任について

火薬類取締法（昭和25年法律第149号）の規定による下記の事務のうち、貴部の管轄区域内（ただし、支部の管轄に属するものを除く。）に係るものについては、平成24年9月19日以降貴職限りで処理されたい。

なお、「火薬類取締法施行規則第32条の規定による二級火薬庫の基準の認定等に関する事務の委任について」（平成17年4月1日付け平成17・03・15原第12号）は、廃止する。

また、下記の事務処理に当たって専用の公印を使用することに伴い、別紙のとおり「産業保安監督部等における火薬類取締法に係る委任事務の処理に関する公印取扱要領」を制定したので併せて通知する。

なお、委任事務の実施に当たっては、別途商務流通保安審議官が定める事務処理要領により処理されたい。

記

- ・火薬類取締法施行規則（昭和25年通商産業省令第88号）第32条の規定による二級火薬庫の基準の認定に関すること。
- ・地価税の課税の特例措置の適用についての証明に関すること。

経済産業省

官 印 省 略
20120919商第20号
平成24年9月19日

中部近畿産業保安監督部近畿支部長 殿

経済産業大臣

火薬類取締法施行規則第32条の規定による二級火薬庫の基準の認定等に関する事務の委任について

火薬類取締法（昭和25年法律第149号）の規定による下記の事務のうち、貴支部の管轄区域内に係るものについては、平成24年9月19日以降貴職限りで処理されたい。

なお、「火薬類取締法施行規則第32条の規定による二級火薬庫の基準の認定等に関する事務の委任について」（平成17年4月1日付け平成17・03・15原第12号）は、廃止する。

また、下記の事務処理に当たって専用の公印を使用することに伴い、別紙のとおり「産業保安監督部等における火薬類取締法に係る委任事務の処理に関する公印取扱要領」を制定したので併せて通知する。

なお、委任事務の実施に当たっては、別途商務流通保安審議官が定める事務処理要領により処理されたい。

記

- ・火薬類取締法施行規則（昭和25年通商産業省令第88号）第32条の規定による二級火薬庫の基準の認定に関すること。
- ・地価税の課税の特例措置の適用についての証明に関すること。

経済産業省

官 印 省 略
20120919商第20号
平成24年9月19日

中国四国産業保安監督部長 殿

経済産業大臣

火薬類取締法施行規則第32条の規定による二級火薬庫の基準の認定等に関する事務の委任について

火薬類取締法（昭和25年法律第149号）の規定による下記の事務のうち、貴部の管轄区域内（ただし、支部の管轄に属するものを除く。）に係るものについては、平成24年9月19日以降貴職限りで処理されたい。

なお、「火薬類取締法施行規則第32条の規定による二級火薬庫の基準の認定等に関する事務の委任について」（平成17年4月1日付け平成17・03・15原第12号）は、廃止する。

また、下記の事務処理に当たって専用の公印を使用することに伴い、別紙のとおり「産業保安監督部等における火薬類取締法に係る委任事務の処理に関する公印取扱要領」を制定したので併せて通知する。

なお、委任事務の実施に当たっては、別途商務流通保安審議官が定める事務処理要領により処理されたい。

記

- ・火薬類取締法施行規則（昭和25年通商産業省令第88号）第32条の規定による二級火薬庫の基準の認定に関すること。
- ・地価税の課税の特例措置の適用についての証明に関すること。

経済産業省

官 印 省 略
20120919商第20号
平成24年9月19日

中国四国産業保安監督部四国支部長 殿

経済産業大臣

火薬類取締法施行規則第32条の規定による二級火薬庫の基準の認定等に関する事務の委任について

火薬類取締法（昭和25年法律第149号）の規定による下記の事務のうち、貴支部の管轄区域内に係るものについては、平成24年9月19日以降貴職限りで処理されたい。

なお、「火薬類取締法施行規則第32条の規定による二級火薬庫の基準の認定等に関する事務の委任について」（平成17年4月1日付け平成17・03・15原第12号）は、廃止する。

また、下記の事務処理に当たって専用の公印を使用することに伴い、別紙のとおり「産業保安監督部等における火薬類取締法に係る委任事務の処理に関する公印取扱要領」を制定したので併せて通知する。

なお、委任事務の実施に当たっては、別途商務流通保安審議官が定める事務処理要領により処理されたい。

記

- ・火薬類取締法施行規則（昭和25年通商産業省令第88号）第32条の規定による二級火薬庫の基準の認定に関すること。
- ・地価税の課税の特例措置の適用についての証明に関すること。

経済産業省

官 印 省 略
20120919商第20号
平成24年9月19日

九州産業保安監督部長 殿

経済産業大臣

火薬類取締法施行規則第32条の規定による二級火薬庫の基準の認定等に関する事務の委任について

火薬類取締法（昭和25年法律第149号）の規定による下記の事務のうち、貴部の管轄区域内に係るものについては、平成24年9月19日以降貴職限りで処理されたい。

なお、「火薬類取締法施行規則第32条の規定による二級火薬庫の基準の認定等に関する事務の委任について」（平成17年4月1日付け平成17・03・15原第12号）は、廃止する。

また、下記の事務処理に当たって専用の公印を使用することに伴い、別紙のとおり「産業保安監督部等における火薬類取締法に係る委任事務の処理に関する公印取扱要領」を制定したので併せて通知する。

なお、委任事務の実施に当たっては、別途商務流通保安審議官が定める事務処理要領により処理されたい。

記

- ・火薬類取締法施行規則（昭和25年通商産業省令第88号）第32条の規定による二級火薬庫の基準の認定に関すること。
- ・地価税の課税の特例措置の適用についての証明に関すること。

経済産業省

官 印 省 略
20120919商第20号
平成24年9月19日

那覇産業保安監督事務所長 殿

経済産業大臣

火薬類取締法施行規則第32条の規定による二級火薬庫の基準の認定等に関する事務の委任について

火薬類取締法（昭和25年法律第149号）の規定による下記の事務のうち、貴事務所の管轄区域内に係るものについては、平成24年9月19日以降貴職限りで処理されたい。

なお、「火薬類取締法施行規則第32条の規定による二級火薬庫の基準の認定等に関する事務の委任について」（平成17年4月1日付け平成17・03・15原第12号）は、廃止する。

また、下記の事務処理に当たって専用の公印を使用することに伴い、別紙のとおり「産業保安監督部等における火薬類取締法に係る委任事務の処理に関する公印取扱要領」を制定したので併せて通知する。

なお、委任事務の実施に当たっては、別途商務流通保安審議官が定める事務処理要領により処理されたい。

記

- ・火薬類取締法施行規則（昭和25年通商産業省令第88号）第32条の規定による二級火薬庫の基準の認定に関すること。
- ・地価税の課税の特例措置の適用についての証明に関すること。

経済産業省

20120919商第20号

産業保安監督部等における火薬類取締法に係る委任事務の処理に関する公印取扱要領

平成24年9月19日

経済産業省大臣官房商務流通保安審議官

産業保安監督部等における火薬類取締法に係る委任事務を処理するため、産業保安監督部等において、保管される経済産業大臣の公印（火薬類取締法専用）（以下「公印」という。）の取扱いを下記のように定める。

記

（定義）

1. 本要領において、産業保安監督部等とは、産業保安監督部、産業保安監督部支部及び那覇産業保安監督事務所のことをいう。

（適用範囲）

2. 平成24年9月19日付け「火薬類取締法施行規則第32条の規定による二級火薬庫の基準の認定等に関する事務の委任について」（20120919商第20号）に定める事務を処理するため産業保安監督部等が使用する公印の取扱いについては、経済産業省公印取扱規程によるほか、この要領の定めるところによる。

（使用目的）

3. 公印の使用は、次の事務に限るものとする。
 - (1)火薬類取締法施行規則（昭和25年通商産業省令第88号）第32条の規定による二級火薬庫の基準の認定に関すること。
 - (2)地価税の課税の特例措置の適用についての証明に関すること。

（報告）

4. 産業保安監督部等の長は、公印を盗まれ、又は紛失・損傷したときは、速や

かに商務流通保安審議官及び大臣官房情報システム厚生課長にその旨報告しなければならない。

附則

- 1 この要領は、平成24年9月19日から適用する。
- 2 産業保安監督部（産業保安監督部の支部及び那覇産業保安監督事務所を含む。以下同じ。）における火薬類取締法に係る委任事務の処理に関する公印取扱要領（平成17年4月1日付け平成17・03・15原第12号）は、廃止する。